

「北海道男女平等参画基本計画」推進状況（令和元年10月現在）

1 第3次計画の体系 ー目標と基本方向、施策の方向ー

【目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革】

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画の啓発の推進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) メディア等における男女平等の理念への配慮 (3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進
2 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 社会における男女平等教育の推進

【目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり】

基本方向	施策の方向
1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進	(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築 (2) 地域で活躍する女性の「見える化」
2 働く場における女性の活躍促進	(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大 (2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革 (3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援 (5) 女性の円滑な再就職の支援 (6) 起業・多様な働き方支援 (7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 (8) 育児、介護の支援体制の充実 (9) 相談業務の充実
3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
4 地域社会における男女平等参画の促進	(1) 地域活動の促進 (2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

【目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現】

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
2 みんなが安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援 (2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援の推進 (2) 妊娠、出産等に関する健康支援

2 基本計画の推進状況

- 第3次計画では、計画の推進管理を効果的に行うため、施策の方向の項目ごとに、25の指標項目と、62の参考項目を設定するとともに、指標項目においては目標値を設定しています。

- ・ 指標項目：計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目
- ・ 参考項目：男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目

4 推進状況の公表

推進状況等については、内閣府が例年実施する「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 29 年度）調査」結果（12 月公表予定）を反映させた上で公表します。

1 作成の趣旨

- 道では、平成 13 年 3 月に公布した「北海道男女平等参画推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、平成 30 年 3 月に、第 3 次北海道男女平等参画基本計画（H30～H39。以下「第 3 次計画」という。）を策定しました。
- 北海道男女平等参画基本計画の推進状況は、条例の規定に基づき、毎年公表することとしており、現在、平成 29 年度の推進状況と関連する施策の実施状況の取りまとめを行っています。
- 第 3 次計画では、